

藤沢市道の道路標識に関する条例の一部改正について  
 藤沢市道の道路標識に関する条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市道の道路標識に関する条例の一部を改正する条例  
 藤沢市道の道路標識に関する条例（平成24年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表案内標識の表中

「

登坂車線（117の2-A）	総重量限度緩和指定道路 （118の3-A）
---------------	--------------------------

」を

「

登坂車線（117の3-A）	総重量限度緩和指定道路 （118の4-A）
---------------	--------------------------

」に、

「

総重量限度緩和指定道路 （118の3-B）	高さ限度緩和指定道路 （118の4-A）	高さ限度緩和指定道路 （118の4-B）
--------------------------	-------------------------	-------------------------

」

を「

総重量限度緩和指定道路 （118の4-B）	高さ限度緩和指定道路 （118の5-A）	高さ限度緩和指定道路 （118の5-B）
--------------------------	-------------------------	-------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図る必要による。